



発行  
東京都

目次

公 告

- 再開発等促進区を定める地区計画の原案(二件)  
……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項  
の原案……(同)……

公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案につ  
いて

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手  
続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下  
「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区  
を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧  
に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の  
土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第  
百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、  
縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知  
事に対して意見書を提出することができる。

令和四年四月七日

東京都知事 小 池 百合子

飯田橋駅西口地区地区計画

追加する部分

千代田区富士見二丁目地内

変更する部分

千代田区富士見二丁目及び飯田橋

四丁目各地内

別図のとおり

三 区域

四 縦覧場所  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び千代田区役所

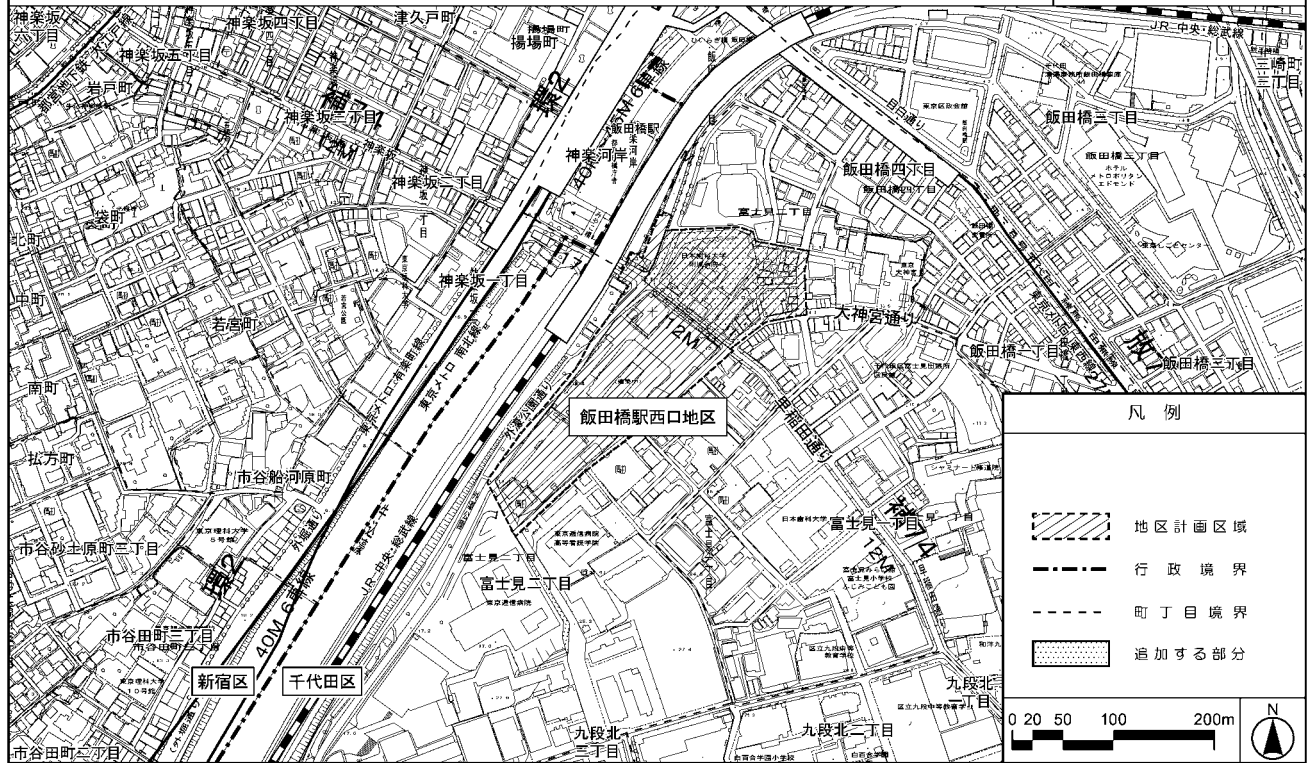
五 縦覧期間  
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画  
飯田橋駅西口地区地区計画 字界図

[東京都決定]



「この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基安第869号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」「(承認番号)3都市基街部第260号、令和4年1月27日」

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和四年四月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 北青山三丁目地区地区計画

二 位置 追加する部分  
港区北青山三丁目地内

変更する部分

港区北青山三丁目地内

三 区域 別図のとおり

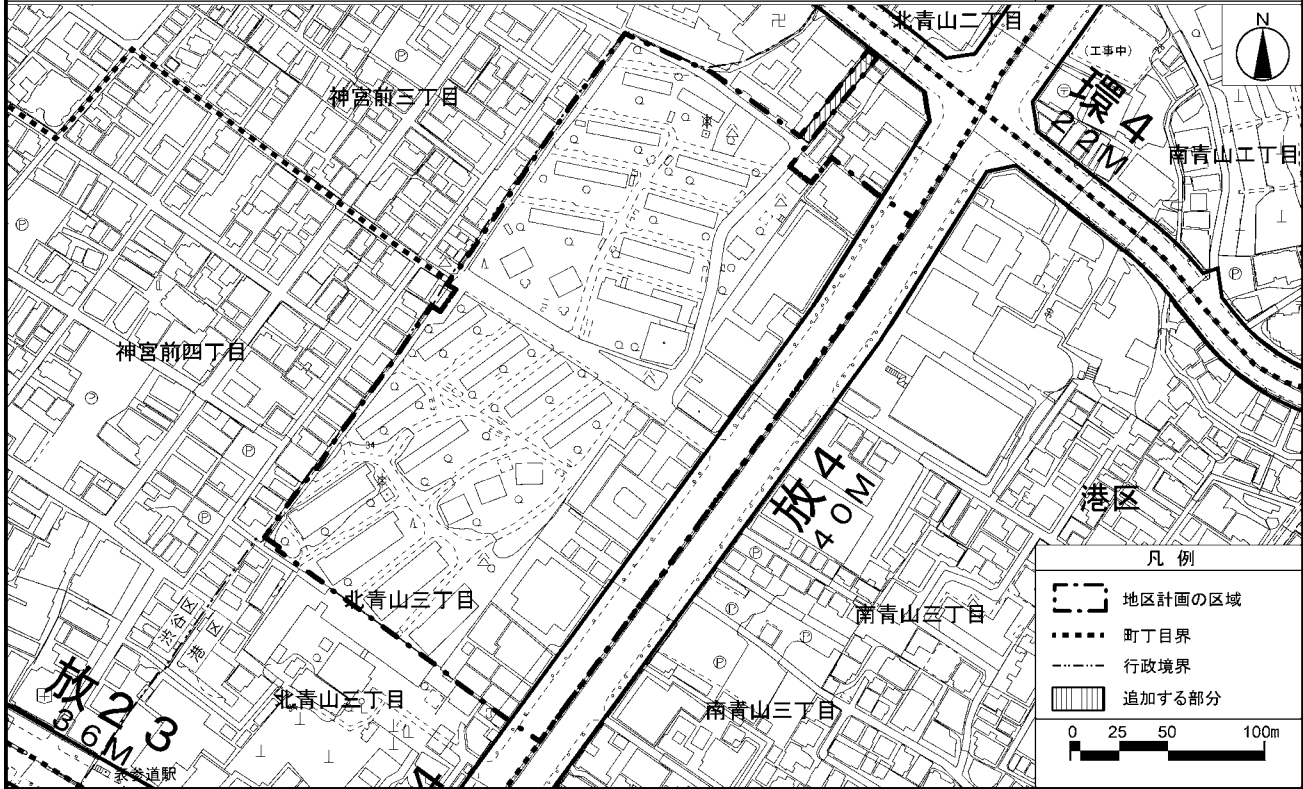
四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画  
北青山三丁目地区地区計画 区域図



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（3都市基交第808号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
（承認番号）3都市基街部第247号、令和4年1月13日

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する  
事項の原案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和四年四月七日

東京都知事 小池 百合子

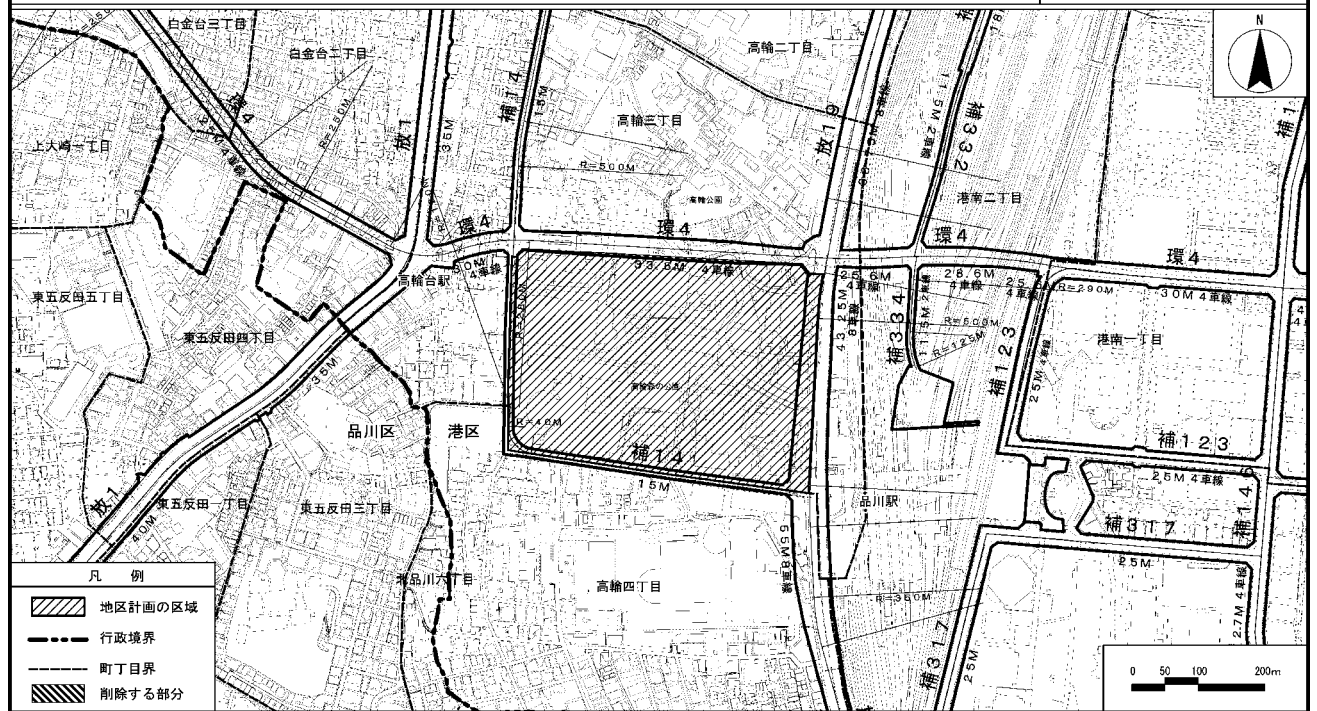
- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
  - 削除する部分
    - 港区高輪三丁目地内
  - 変更する部分
    - 港区高輪三丁目地内
- 二 当該事項を定める土地の区域
- 三 区域
- 四 縦覧場所
  - 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所
- 五 縦覧期間
  - 公告の日の翌日から起算して二週間
- 六 意見書の提出先
  - 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 一筒月 六、六〇〇円  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

別図

東京都市計画地区計画  
品川駅西口地区地区計画 区域図



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S-1:2, 500)を使用(3都市基交第448号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号)3都市基交第156号、令和3年8月6日

